

入 札 公 告

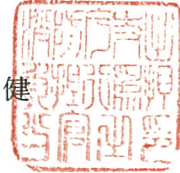
次のとおり競争入札に付します。

平成28年10月5日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長

米澤 健



1 競争入札に付する事項

(1) 件名

消防団入団促進ポスター・リーフレット・雑誌広告・映像の制作等の業務

(2) 概要

ア 消防団入団促進ポスターの制作・配送

イ 消防団入団促進リーフレットの制作・配送

ウ 消防団入団促進雑誌広告の制作・掲載

エ 消防団入団促進映像の制作・配送

オ その他本業務の目的を達成するため特に有効と考えられる企画の提案・実施

(3) 仕様

地域防災室消防団係において配布

(4) 入札説明会

平成28年10月17日(月)14時00分～

中央合同庁舎第2号館3階 消防庁第一会議室

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」営業品目①広告・宣伝又は②写真・製図の、A、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 入札説明書に定める提出物を提出し、支出負担行為担当官が書面による審査の上、応募者の条件に適合すると判断した者であること。

3 入札の条件

(1) 入札において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約書等作成の要否

要

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札又は入札条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて定めた上限価格の制限内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、上限価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

(6) その他

入札に関する条件の詳細は、入札説明書による。

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間

平成28年10月5日(水)から平成28年11月24日(木)まで

(閉庁日を除く9:30~12:00及び13:00~17:30(11月24日については17:00まで))

(2) 場所

消防庁国民保護・防災部地域防災室消防団係（担当 長堀）

（東京都千代田区霞が関 2－1－2 中央合同庁舎第 2 号館 3 階）

※ 交付希望者は、来庁前に必ず電話（03-5253-7561）にて連絡すること。

（3）その他

応募者は、入札書の提出をもって前記 2（5）及び（6）の規定に該当しないことを誓約し、かつ消防庁の求めに応じ、応募者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。

5 提案書等の提出及び入札

入札者の受付は、次の日時及び場所において行う。

（1）提案書提出日時

平成 28 年 11 月 24 日（木）17 時 00 分まで

消防庁国民保護・防災部地域防災室消防団係

（東京都千代田区霞が関 2－1－2 中央合同庁舎第 2 号館 3 階）

（2）入札日時

平成 28 年 11 月 28 日（月）14 時 00 分～

東京都千代田区霞が関 2－1－2 中央合同庁舎第 2 号館 3 階 消防庁第 1 会議室

6 開札

入札後、入札場所と同じ場所で直ちに行う。

7 再度入札

（1）開札の結果、予定価格内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

（2）再入札を行っても落札者がいないときは、入札を中止することがある。この場合、異議の申し立てはできない。

<問い合わせ先>

（入札手続に関すること）

消防庁総務課会計第 2 係

担当者：井上、本村

TEL：03-5253-7506

FAX：03-5253-7531

（仕様に関すること）

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 山下、長堀

東京都千代田区霞が関 2－1－2

TEL：03-5253-7561

FAX：03-5253-7576